

## 芦屋町地域包括ケア推進委員会設置条例(平成17年3月28日条例第12号)

最終改正:平成27年6月29日条例第22号

改正内容:平成27年6月29日条例第22号[平成27年7月1日]

○芦屋町地域包括ケア推進委員会設置条例

平成17年3月28日条例第12号

## 改正

平成20年9月25日条例第33号

平成27年6月29日条例第22号

芦屋町地域包括ケア推進委員会設置条例

(設置)

**第1条** 高齢者の尊厳の保持と自立生活の目的のもと、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、計画の策定及び体制の整備等を図ることを目的として、芦屋町地域包括ケア推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次の事項について調査、審議を行う。

- (1) 芦屋町高齢者福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (3) その他、地域包括ケアシステムの構築に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 住民代表
- (5) その他特に町長が必要と認める者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(委員長及び副委員長の職務)

**第4条** 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があるときは、会議に有識者等を出席させ、発言を求めることができる。

(任期)

**第6条** 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

**第7条** 委員の報酬及び費用弁償については、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第13号)の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

**第9条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月25日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。(後略)

附 則(平成27年6月29日条例第22号)

この条例は、平成27年7月1日から施行する。